

株 主 各 位

東京都目黒区目黒二丁目10番11号
株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役会長 矢 吹 満

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただくことを強く推奨申しあげます。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願い申しあげます。議決権を行使いただける株主様は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年10月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月27日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都目黒区目黒二丁目10番11号
目黒山手プレイス 9階 明豊エンタープライズ本社 会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第54期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会招集ご通知に添付しております事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meiho-est.com/>) において掲載させていただきます。

<<新型コロナウイルスの感染予防に関する対応について>>

※受付前において株主様の体温チェックをいたします。運営スタッフが体調不良と判断した株主様にはお声掛けのうえ、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

※ご来場予定の株主様は、必ずマスクをご持参くださいますようお願い申し上げます。また、会場内では、必ずマスクをご着用ください。

※本総会の運営スタッフは、体温チェックを含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

※当社役員につきまして、感染拡大のリスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。

その場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meiho-est.com/>) に掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。

※株主様の座席の間隔を十分に空けるため、座席数が大幅に減少しております。満席となった場合はご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染対策の定着やワクチン接種などの各種感染対策を背景に、経済活動の制限緩和が徐々に進み景気回復の兆しも見られておりましたが、新たな変異ウイルスによる新規感染者数が再び増加に転じるなどの未だ予断を許さない状況にあります。また、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料・原油価格の高騰、急速な円安による為替動向の懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する不動産業界においては、政府による各種支援制度や低金利環境の継続を背景に、コロナ禍による影響は比較の見受けられず、購入意欲は高い水準で推移しておりますが、一方で用地価格や世界情勢の緊迫化により建築資材や住宅設備の供給に制約が生じており、建設工事費のさらなる高騰による不動産価格への影響等が懸念される状況となっております。

このような事業環境下、当社グループは、各事業セグメントにおいて、以下のような取り組みを行いました。

不動産分譲事業においては、情報分析力、事業企画力などの強みを最大限に生かし、立地を厳選し、仕入れコストを低減することによる市況変動リスクへの耐性強化を図りながら物件調達力の強化を推進しております。また主要ブランド『MIJAS (ミハス)』『EL FARO (エルファーロ)』事業の販売活動においては、3月より本社事務所内にて新規オープンした接客・セミナールームを活かし、個人投資家の皆様に対する不動産投資セミナー等を開催することにより、潜在顧客の掘り起こしと販売活動の強化推進を図っており、「ミハス中野新井薬師Ⅱ」(東京都中野区)等9棟の引渡し、8月より当社グループ会社となりました株式会社協栄組施工の「エルファーロ代々木上原Ⅱ」(東京都渋谷区)を含め10棟の引渡し、その他、不動産再生事業『ME BLD. (エムイービルド)』シリーズ1棟、その他開発事業用地2物件の引渡しを行いました。

不動産賃貸事業においては、既存オーナー様の利益を最大化していくため、エリアマーケティングに加え、A I 査定システム及び成約事例に基づいたベストな賃料設定、首都圏仲介会社とのネットワークを活かしたリーシング戦略の提案によって空室解消を目指し、当社グループの管理物件における高稼働率を実現しております。またオーナー様との情報交換アプリを導入し、CSアンケートを実施するなど継続的な情報共有・情報交換を図っております。また、主要ブランドである『MIJAS (ミハス)』『EL FARO (エルファーロ)』シリーズにつきましては、商品創りから管理まで当社グループにて一貫した「ワンストップサービス」をご提供することにより、高品質、高稼働率の維持に努め、収益性の高い投資用不動産商品として高評価を得ており、投資用不動産シリーズのリピート購入に繋がるなど、グループ内の相乗効果を発揮しております。

不動産仲介事業においては、不動産分譲事業など他事業を含めた独自の情報網を活用し、顧客ニーズに合わせた物件紹介を行うことで、収益拡大に努めております。

請負事業においては、当社グループによる『MIJAS (ミハス)』『EL FARO (エルファーロ)』シリーズ4棟の竣工・引渡し、3棟の企画・施工、その他管理物件の特性に合わせたリフォーム・リノベーションを行い収益獲得に努めました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、主要ブランド『MIJAS (ミハス)』『ELFARO (エルファーロ)』など投資用不動産の販売案件が、当初予想を上回る高い利益率・利益額を確保することができ、売上高は、111億60百万円（前連結会計年度比9.6%増）となり、各段階利益はそれぞれ、営業利益は11億16百万円（前連結会計年度比13.6%増）、経常利益は9億32百万円（前連結会計年度比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億40百万円（前連結会計年度比22.4%減）となりました。

【報告セグメントの概況】

- イ. 不動産分譲事業においては、アパート開発事業である『MIJAS(ミハス)』シリーズを9棟、賃貸マンションシリーズ『EL FARO (エルファーロ)』を10棟売却いたしました。また不動産再生事業『ME BLD. (エムイービルド)』シリーズ1棟を売却、その他開発事業用地2物件の売却を行いました。その結果、売上高は85億53百万円（前連結会計年度比10.4%増）、セグメント利益は10億50百万円（前連結会計年度比33.4%増）となりました。
- ロ. 不動産賃貸事業においては、グループ会社である不動産管理会社の管理事業におけるプロパティーマネージメント報酬等により、売上高は20億36百万円（前連結会計年度比3.8%減）、セグメント利益は2億19百万円（前連結会計年度比34.9%減）となりました。
- ハ. 不動産仲介事業においては、不動産媒介報酬等により、売上高は28百万円（前連結会計年度比50.7%減）、セグメント利益は25百万円（前連結会計年度比37.7%増）となりました。
- ニ. 請負事業につきましては、工事請負の施工及びリフォーム工事等により、売上高は5億6百万円（前連結会計年度比107.5%増）、セグメント利益は21百万円（前連結会計年度比621.1%増）となりました。
- ホ. その他につきましては、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に保険代理業等により、売上高は45百万円（前連結会計年度比32.3%増）、セグメント利益は43百万円（前連結会計年度比31.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備
特記すべき事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
特記すべき事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 51 期 (2019年 7 月期)	第 52 期 (2020年 7 月期)	第 53 期 (2021年 7 月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2022年 7 月期)
売 上 高(百万円)	10,638	9,907	10,181	11,160
経 常 利 益(百万円)	291	444	961	932
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	138	305	825	640
1 株当たり当期純利益 (円)	5.85	12.96	34.95	27.11
総 資 産(百万円)	11,521	11,448	11,607	13,987
純 資 産(百万円)	4,190	4,372	5,085	5,530
1 株当たり純資産額 (円)	176.98	184.69	214.75	234.19

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社明豊プロパティーズ	33,200千円	100.0%	不動産賃貸・不動産仲介
株式会社ハウスセゾンエンタープライズ	15,000千円	100.0%	不動産賃貸・不動産仲介
株式会社ムーンアセット	50千円	100.0%	不動産開発・管理

(4) 対処すべき課題

当社の賃貸アパートメントブランド『MIJAS (ミハス)』事業を中心とする投資用賃貸不動産市場においては、地方都市を中心として空家数の増加が続いており、全国的な需要回復が難しい中で安定した入居率を確保するには、将来的にも高い入居率が見込める都心エリアへの重点的な物件供給、また付加価値サービスの提供による差別化戦略が求められております。

このような事業環境下、当社の企業理念である、一生涯のお付き合いをいただける様、「モノ創りにこだわった、総合デベロッパー」として、不動産分譲事業におきまして、当社グループにて開発・販売・物件管理を一体としたワンストップサービスの商品として好調な賃貸アパートメントブランド『MIJAS (ミハス)』事業 (2022年7月期9棟供給済)、賃貸マンションブランド『EL FARO (エルファーロ)』事業 (2022年7月期10棟供給済) を主力事業とし、年間約25棟前後の供給を計画目標としております。

当社グループの主力事業の市場を含む事業基盤は変わらず堅調であり、現時点におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であります、次期以降も引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に充分配慮の上、事業の用地仕入れ活動および販売活動を積極的に展開してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産分譲事業	賃貸アパートメント『MIJAS(ミハス)』シリーズ・賃貸マンション『EL FARO (エルファーロ)』シリーズの販売他
不動産賃貸事業	賃貸マンションのサブリース業務等
不動産仲介事業	不動産分譲事業に関連して発生する仲介業務
請負事業	工事請負の施工及びリフォーム工事
その他	保険代理業等

(6) 主要な営業所（2022年7月31日現在）

当 社	本社：東京都目黒区、関西支店：京都府京都市
株式会社明豊プロパティーズ	本社：東京都目黒区
株式会社ハウスセゾンエンタープライズ	本社：京都府京都市
株式会社ムーンアセット	本社：京都府京都市

(7) 使用人の状況（2022年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
88名	17名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
33名	4名増	38.8歳	6.9年

(8) 主要な借入先の状況（2022年7月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
近 畿 産 業 信 用 組 合	942百万円
京 都 中 央 信 用 金 庫	887百万円
世 田 谷 信 用 金 庫	696百万円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	553百万円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	428百万円

(9) その他当社グループの状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2022年7月31日現在)

- ① 発行済株式の総数 24,661,000株
- ② 株主数 6,736名
- ③ 大株主の状況

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
矢 吹 満	7,246,400	30.69
株 式 会 社 ハ ウ ス セ ゾ ン	3,417,700	14.47
株 式 会 社 プ リ マ ベ ー ラ	900,000	3.81
田 中 成 奉	607,100	2.57
木 村 鉄 三	500,000	2.12
株 式 会 社 翔 栄	428,400	1.81
増 田 明 彦	345,800	1.46
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL) (フィリップ証券株式会社)	311,200	1.32
石 原 勝	184,000	0.78
倭 田 稔	155,000	0.66

(注) 当社は、自己株式1,047,160株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式(1,047,160株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年7月31日現在)
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	矢吹 満	株式会社麻布ビルディング ランド・キャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役社長
取締役社長	梅木 隆宏	株式会社明豊プロパティーズ 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ 取締役
取締役専務執行役員	安田 俊治	管理担当 株式会社明豊プロパティーズ 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ 監査役
取締役（監査等委員）	萱野 唯	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー
取締役（監査等委員）	島村 和也	島村法律会計事務所 株式会社スリー・ディー・マトリックス コスモ・バイオ株式会社 株式会社アズーム 株式会社CAICA 代表取締役 社外取締役 社外取締役 社外監査役 社外取締役
取締役（監査等委員）	木村 鉄三	株式会社翔栄 代表取締役
取締役（監査等委員）	山本 泰史	株式会社 SXA 代表取締役
取締役（監査等委員）	松本 悠平	株式会社フィットライフ 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役の萱野唯氏、島村和也氏、木村鉄三氏、山本泰史氏および松本悠平氏は、社外取締役であります。
2. 当社は特定監査等委員を定め、執行役員会への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役島村和也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役の島村和也氏および山本泰史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日の取締役会にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会にて社外役員それぞれの個人別の報酬等内容にかかわる決定方針を決議しております。

当社の役員報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、取締役会により代表取締役への委任としております。なお、当社の役員報酬は、固定報酬のみとしており、業績連動報酬は採用していません。

受任者は代表取締役会長矢吹満氏であります。委任された権限は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲においての各取締役の職務と責任及び実績ならびに経営環境等を勘案しての各取締役の報酬の決定に関する一任であります。委任理由は、当社の取締役の任期は1年とさせていただいており、代表取締役は全体を俯瞰できる立場から各取締役の職務と責任及び実績ならびに経営環境等を鑑みて、各取締役の報酬の決定ができるためであります。また各取締役の遅滞なき活躍を動機付けるためでもあります。なお、代表取締役は、報酬の決定にあたり、監査等委員会の意見を聞き十分に検討を行っております。

以上により取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

各監査等委員の報酬額は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、会社の業績に影響を受けない定額報酬としており、監査等委員会の協議により決定します。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち社外取締役分)	4名 (-)名	78百万円 (-)百万円
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役分)	6名 (6)名	17百万円 (17)百万円
合 計 (うち社外役員)	10名 (6)名	95百万円 (17)百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年10月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年10月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

社外取締役（監査等委員）

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「(3) 会社役員 の状況」に記載のとおりであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	萱 野 唯	当事業年度開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての職歴を通じて法律に関する専門家として、議案・審議等について、必要な発言を適宜行うことにより、社外取締役として期待される取締役や幹部役員の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
	島 村 和 也	当事業年度開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士および弁護士としての専門的見地から議案・審議等について、必要な発言を適宜行うことにより、社外取締役として期待される取締役や幹部役員の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
	木 村 鉄 三	当事業年度開催された取締役会20回のうち19回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。経営者として長年培った経験者としての専門的見地から議案・審議等について、必要な発言を適宜行うことにより、社外取締役として期待される取締役や幹部役員の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
	山 本 泰 史	当事業年度開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。複数の企業で培った経験と幅広い見識で客観的な立場から議案・審議等について、必要な発言を適宜行うことにより、社外取締役として期待される取締役や幹部役員の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
	松 本 悠 平	社外取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会17回のうち16回、監査等委員会10回のうち 9 回に出席いたしました。複数の企業で培った経験と幅広い見識で客観的な立場から議案・審議等について、必要な発言を適宜行うことにより、社外取締役として期待される取締役や幹部役員の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 城南監査法人

(注) 当社の会計監査人であった城南公認会計士共同事務所は、2021年10月27日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。同株主総会で新たに城南監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

② 報酬等の額

	城南公認会計士共同事務所	城南監査法人
1. 当事業年度に係る報酬等の額	9百万円	17百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9百万円	17百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

会社法第362条第4項第6号に基づいて実行する当社の内部統制システムの構築ならびに会社法施行規則第100条に定める内部統制システムの体制整備についての決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役は、取締役会を通じて、相互に他の取締役の業務執行の監督を行っている。また、監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有し、監査等委員でない取締役とは独立した立場での意見陳述や、監査等委員会規程および監査計画に基づき実施する監査を通じて、監査等委員でない取締役の職務執行が法令・定款を遵守して行われているかの適法性チェックを行っている。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会、執行役員会等の重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報を、法令や社内規程に従って適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行っている。また、意思決定を書面にて行った場合は、稟議規程に定める作成手順と保存方法により管理している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有しており、これに従い、代表取締役直轄の内部監査室、管理部に法務部門を設置し、法令遵守に関する指導や損失リスクを未然に回避するチェックを担当させている。また、当社ならびにその子会社に事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
毎月1回取締役会を開催し、法令および取締役会規程に定める重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。また、職務執行上の意思決定機関として執行役員会を設置することで、取締役会の機能を監督機能に重点化させ、職務執行の効率化と取締役会のチェック機能を強化している。執行役員会は、取締役、当社子会社の取締役および必要相当以上の役職者で構成、月1回以上開催し、重要事項を審議・検討のうえ職務執行上の意思決定を機動的に行うとともに、情報の共有化を図っている。

- ⑤ 当社ならびにその子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社ならびにその子会社は、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、倫理規程を整備し、各役職者の権限および責任の明確化を図り、適法・適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築している。

また、当社ならびにその子会社は代表取締役直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役、取締役会および監査等委員会に対し、その結果を報告する。さらに、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップを実施する。

当社ならびにその子会社は、内部通報制度運用規程に従い、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るための通報または相談の適正な処理の仕組みを定めている。

- ⑥ 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の管理は、関係会社管理規程に従っており、その経営状況に関する情報は随時当社の執行役員会に報告され、その経営にかかる重要な意思決定には当社の意思が反映される体制となっている。また、当社の監査等委員である取締役による監査ならびに内部監査室による定期的な内部監査は子会社もその対象としており、それぞれ監査の結果は当社の取締役会ならびに監査等委員会に報告される体制とする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、当社の規模から、当面、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置かない。ただし、内部監査室は、監査等委員会から調査の委嘱を受け監査等委員会の職務を補助するものとし、さらに監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で専任の使用人を配置しその職務を補助させることとする。なお、当該使用人の任命・異動等に関しては監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、法令、監査等委員会規程および監査等委員会監査基準に則り、取締役の職務執行の監査を実施する。

監査の実効性を確保し、監査等委員会への適正な報告を確保するため、監査等委員である取締役は取締役会への出席の他、執行役員会に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受け、意見陳述できる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書等の社内文書についてはその判断に基づき随時閲覧でき、必要な場合には取締役および使用人に説明を求める権限を持つ。

また、監査等委員会は内部監査室と情報を共有し、会計監査人と連携して、さらに社内の組織を利用して、取締役および使用人の業務の適法性・妥当性につき効率よく調査を行える体制とする。

使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- イ. 当社に著しい損害をおよぼすおそれがある事実
- ロ. 重大な法令または定款違反事実

- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用また債務を処理する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

⑩ 反社会的勢力との関係遮断

イ. 暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求等をする人物および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

ロ. 万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合にも、これに屈せず断固として拒否し、「反社会的勢力による被害防止対応マニュアル」に基づき、的確に対応する。

また内部管理体制の充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況は以下のとおりであります。

当社ならびにその子会社は、管理部を中心に、コンプライアンス・マニュアル（倫理規程）の社内周知徹底、インサイダー取引の禁止に関する社内研修を行う等、時代の求めに応じた内部管理体制の確立を目指しており、社員教育もこのことを念頭に置き実施しております。これらを通じてコンプライアンスの強化・徹底を図っていくことで、内部管理体制のさらなる充実を引き続き努める所存であります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

当社は業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて適宜見直しを行っております。

① コンプライアンス体制の基礎として企業行動憲章たる「行動指針」をあらゆる行動の規範としてコンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、当社ならびにその子会社の役職員を対象とした研修を1回実施しました。また、管理部を主管部署として内部統制システムの構築・維持・向上を図るとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドライン・マニュアル等を策定し、運用状況の評価等を実施しました。

② 内部監査部門として内部監査室に内部監査機能を持たせるとともに、コンプライアンスの統括部署として、管理部にその機能を持たせ、年間監査計画に基づいて監査を14回実施いたしました。

- ③ 監査等委員である取締役は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができ、会計監査人とも定期的に情報交換を行っております。
- ④ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものと定めておりますが、当事業年度における当該報告がなかったことを確認しております。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する問題についての社内報告体制として、法務部門長及び監査等委員である取締役を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報制度運用規程」に基づきその運用を行うこととし、当事業年度において、当該問題を理由とする報告は認められませんでした。

連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,980,191	流 動 負 債	4,020,187
現金及び預金	3,528,925	買掛金	278,927
売掛金及び契約資産	93,625	短期借入金	884,500
販売用不動産	2,222,879	1年内返済予定の長期借入金	1,994,094
仕掛販売用不動産	6,075,515	1年内償還予定の社債	16,000
短期貸付金	725,500	リース債務	1,807
その他	334,414	未払法人税等	258,723
貸倒引当金	△668	賞与引当金	72,973
固 定 資 産	1,007,393	その他	513,161
有形固定資産	646,123	固 定 負 債	4,437,193
建物及び構築物	190,949	長期借入金	4,212,341
土地	428,215	社債	16,000
リース資産	2,766	リース債務	1,365
建設仮勘定	5,060	その他	207,486
その他	19,132	負 債 合 計	8,457,381
無形固定資産	4,993	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	356,276	株 主 資 本	5,526,203
投資有価証券	19,800	資本金	100,000
長期貸付金	428,349	資本剰余金	1,500,411
長期未収入金	395,440	利益剰余金	4,306,266
繰延税金資産	66,770	自己株式	△380,474
その他	266,355	その他の包括利益累計額	4,000
貸倒引当金	△820,440	その他有価証券評価差額金	4,000
資 産 合 計	13,987,584	純 資 産 合 計	5,530,203
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,987,584

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,160,825
売 上 原 価		8,890,851
売 上 総 利 益		2,269,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,153,556
営 業 利 益		1,116,417
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26,934	
違 約 金 収 入	3,275	
損 害 賠 償 収 入	3,000	
保 険 解 約 返 戻 金	1,775	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10,000	
そ の 他	4,637	49,623
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	158,022	
支 払 手 数 料	74,620	
そ の 他	734	233,377
経 常 利 益		932,664
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,691	3,691
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		928,973
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	312,928	
法 人 税 等 調 整 額	△26,332	286,595
当 期 純 利 益		642,377
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,128
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		640,248

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	1,495,610	3,854,929	△380,474	5,070,065
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			640,248		640,248
剰 余 金 の 配 当			△188,910		△188,910
子会社株式の追加取得		4,800			4,800
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	4,800	451,337	-	456,138
当 期 末 残 高	100,000	1,500,411	4,306,266	△380,474	5,526,203

	その他の包括利益累計額		非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,100	1,100	13,840	5,085,005
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純利益				640,248
剰 余 金 の 配 当				△188,910
子会社株式の追加取得				4,800
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,900	2,900	△13,840	△10,940
当 期 変 動 額 合 計	2,900	2,900	△13,840	445,198
当 期 末 残 高	4,000	4,000	-	5,530,203

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

II 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社明豊プロパティーズ 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ 株式会社ムーンアセット

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 販売用不動産、 …… 個別法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく

仕掛販売用不動産 簿価切下げの方法により算定)

ロ. 貯蔵品 …… 移動平均法による原価法

(流動資産「その他」を含む)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

(リース資産除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

②無形固定資産 定額法

(リース資産除く) ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①不動産分譲事業

不動産分譲事業においては、共同事業及び自社単独によるマンション分譲を行っております。自社単独マンション分譲は顧客に財を引き渡した時点で履行義務は充足されると考え、当該時点で収益を認識しております。

②不動産賃貸事業

不動産賃貸事業においては、住宅・事務所及び店舗等の賃貸並びに他者所有不動産に係る契約関連業務及び建物管理業務を行っております。なお、住宅・事務所及び店舗等の賃貸に係る収益は「リース取引に関する会計基準」に従って認識しております。契約関連業務及び建物管理業務は入退去等契約の完了した時点で、建物管理業務はサービスの提供が完了した時点で、それぞれ履行義務は充足されると考え、当該時点で収益を認識しております。

③不動産仲介事業

不動産仲介事業においては、不動産分譲事業に関連し発生するマンション用地等の仲介を行っております。仲介事業は顧客における売買契約の成立時点で履行義務は充足されると考え、当該時点で収益を認識しております。

④請負事業

請負事業においては、工事請負、リフォーム工事の施工を行っております。当該事業は工事の進捗に従って当社の履行義務は充足されると考え、一定の期間にわたって収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、一括して投資その他の資産の「その他」に計上して5年間均等償却し、販売費及び一般管理費に計上しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。なお、翌連結会計年度から単体納税制度へ移行します。

④法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当連結会計年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌連結会計年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に基づき、翌連結会計年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理及び開示を行っております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当連結会計年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号 2018年2月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号 2018年2月16日）に従っております。

III 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」として表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお当会計基準の適用による連結計算書類に与える影響額はありません。

また「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

IV 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社及び連結子会社は、不動産分譲事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業、請負事業、その他の事業を営んでおります。不動産分譲事業の主な財又はサービスの種類と売上高は、当社の主要ブランドである『MIJAS』『EL FARO』7,275,929千円、及びその他の分譲売上1,277,327千円であります。不動産賃貸事業の主な財又はサービスの種類と売上高は、契約関連業務及び建物管理業務529,785千円であります。不動産仲介事業の主な財又はサービスの種類と売上高は、仲介業務28,555千円であります。請負事業の主な財又はサービスの種類と売上高は、工事請負及びリフォーム工事497,517千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動は発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

V 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

VI 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	50,133千円
2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務	
(1) 担保に供している資産	
販売用不動産	1,925,547千円
仕掛販売用不動産	5,938,962千円
建物	146,095千円
土地	428,215千円
計	8,438,821千円
(2) 上記に対応する債務	
短期借入金	884,500千円
1年内返済予定の長期借入金	1,870,906千円
長期借入金	3,979,465千円
計	6,734,872千円

VII 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,661,000	-	-	24,661,000
自己株式				
普通株式	1,047,160	-	-	1,047,160

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の金額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年10月27日 定時株主総会	普通株式	188,910	8.00	2021年7月31日	2021年10月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年10月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	188,910	8.00	2022年7月31日	2022年10月28日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

VIII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び設備投資計画に基づき、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、貸付先の財務状況、事業の進捗状況により回収が遅延するリスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金及び長期未収入金は、従業員に対する長期貸付金と取引先に対する長期貸付金及び長期未収入金であります。取引先に対する長期貸付金及び長期未収入金(以下、「長期債権」という。)は、中国において不動産開発事業に出資をしている取引先に対する債権であり、中国経済の減速、カントリーリスク及び当該不動産開発事業の進捗状況等による回収懸念リスク及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の使途は主に運転資金であり、一部の長期借入金及び社債は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権については、当社グループ社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

主要株主に対する債権については、当社グループ社内管理規程に沿って、財務部門が相手先の状況を把握し、その使途、期日及び残高を管理するとともに、その他財務状況等に関する参考事項を元に回収懸念の早期把握を行い、定期的に取締役会及び執行役員会に報告しております。

長期債権については、中国経済の動向及びカントリーリスクの分析、中国における不動産開発事業の進捗状況の把握、及び取引先の財務諸表を入手し財務状況等の分析を行うことにより、回収懸念の早期把握を行い、取締役会及び執行役員会に報告しております。

② 市場リスク(株価や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し取締役会に報告しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、金融機関ごとに借入金利の一覧を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 その他有価証券	19,800	20,560	760
長期債権			
長期貸付金	428,349		
長期未収入金	395,440		
貸倒引当金(※2)	△820,440		
	3,349	3,349	—
資産計	23,149	23,909	760
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,206,436	6,163,246	△43,189
社債(1年内償還予定の社債を含む)	32,000	31,979	△20
負債計	6,238,436	6,195,225	△43,210

(※1) 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「短期貸付金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	18,500	—	—	18,500
資産計	18,500	—	—	18,500

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 その他	—	2,060	—	2,060
長期債権	—	3,349	—	3,349
資産計	—	5,409	—	5,409
長期借入金	—	6,163,246	—	6,163,246
社債	—	31,979	—	31,979
負債計	—	6,195,225	—	6,195,225

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は主に取引所の価格によっており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

株式形態のゴルフ会員権の時価は取引所相場によっておりますが市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期債権(長期貸付金及び長期未収入金)

長期貸付金のうち、「従業員に対する長期貸付金」の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

その他の長期貸付金及び長期未収入金については、貸倒懸念債権であり、担保及び債務者の財務内容に基づく回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。

これらについては算定された時価はレベル2の時価に分類しております。

長期借入金、社債

長期借入金及び社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 234円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 27円11銭 |

X 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年8月25日開催の取締役会において、株式会社協栄組（以下「協栄組」という。）の株式を取得することを決議し、2022年8月31日に株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社協栄組
事業の内容 建築工事の請負他

② 企業結合を行った主な理由

協栄組は東京都世田谷区に本店を置く総合建設会社で、1952年の創業以来70年の社歴を有しております。

協栄組には多数の建築関連の有資格者や技術者が在籍しており、公共建築物、分譲マンション、商業建築物、大規模改修工事などの建設を中心に数多くの施工実績を有しております。

現在、当社グループは、当社及び連結子会社3社で構成されており、1棟投資用不動産の企画・販売事業、不動産管理事業、工事請負事業等を展開しております。

特に当社子会社である株式会社明豊プロパティーズは、当社の主力商品である新築1棟投資用賃貸住宅『MIJAS（ミハス）』『EL FARO（エルファーロ）』シリーズを、年間5～6棟を建築しておりますが、これからの建設技術者の人手不足や高齢化問題、建設費の高騰等に対応していくと共に、今後、当社が更に供給棟数を増加させ、売上規模の拡大を図る為には、継続的、かつ、安定的な請負が可能な建設会社の確保が必要となります。協栄組の当社グループへの参画がこの点において大きく寄与するものと考えております。

また、当社グループと商業建築事業や不動産開発事業で協働し、設計施工技術の共有を図ると共に、当社グループにおける技術者を中心とした人材交流等により、グループ全体での建設技術の向上や売上規模の拡大が可能となります。

以上の理由から、協栄組の子会社化が今後の当社グループの事業基盤の充実及び中長期的な事業拡大に寄与するものと判断し、株式取得を行うことといたしました。

③ 企業結合日

2022年8月31日（株式取得日）
2022年9月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

92%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手先との守秘義務契約により、非開示とさせていただきます。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

XI その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,061,175	流 動 負 債	3,302,838
現金及び預金	2,421,065	買掛金	85,825
売掛金	2,163	短期借入金	884,500
販売用不動産	1,157,267	1年内返済予定の長期借入金	1,942,688
仕掛販売用不動産	5,938,962	1年内償還予定の社債	16,000
貯蔵品	1,940	リース債務	1,179
前渡金	178,421	未払金	22,269
前払費用	13,970	未払費用	8,454
未収入金	51,581	前受金	10,117
その他	295,803	預り金	28,608
固 定 資 産	261,544	賞与引当金	53,325
有形固定資産	32,972	未払法人税等	246,179
建物	22,571	その他	3,691
工具器具備品	9,173	固 定 負 債	3,145,724
リース資産	1,228	長期借入金	3,108,876
無形固定資産	16	社債	16,000
その他	16	リース債務	198
投資その他の資産	228,555	預り保証金	20,649
投資有価証券	18,500	負 債 合 計	6,448,562
関係会社株式	82,769	純 資 産 の 部	
長期貸付金	425,000	株主資本	3,870,157
従業員に対する長期貸付金	3,349	資本金	100,000
長期未収入金	395,440	資本剰余金	1,488,913
繰延税金資産	52,207	その他資本剰余金	1,488,913
その他	71,728	利益剰余金	2,661,718
貸倒引当金	△820,440	利益準備金	25,000
資 産 合 計	10,322,720	その他利益剰余金	2,636,718
		繰越利益剰余金	2,636,718
		自己株式	△380,474
		評価・換算差額等	4,000
		その他有価証券評価差額金	4,000
		純 資 産 合 計	3,874,157
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,322,720

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,585,215
売 上 原 価	7,033,588
売 上 総 利 益	1,551,626
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	662,484
営 業 利 益	889,141
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	686
受 取 配 当 金	930,818
保 険 解 約 返 戻 金	1,770
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10,000
そ の 他	3,157
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	147,135
支 払 手 数 料	73,083
そ の 他	734
経 常 利 益	1,614,619
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,906
税 引 前 当 期 純 利 益	1,612,713
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	237,571
法 人 税 等 調 整 額	△29,944
当 期 純 利 益	1,405,087

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年8月1日から
2022年7月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	100,000	1,488,913	1,488,913	25,000	1,420,542	1,445,542
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					1,405,087	1,405,087
剰 余 金 の 配 当					△188,910	△188,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,216,176	1,216,176
当 期 末 残 高	100,000	1,488,913	1,488,913	25,000	2,636,718	2,661,718

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△380,474	2,653,980	1,100	1,100	2,655,080
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		1,405,087			1,405,087
剰 余 金 の 配 当		△188,910			△188,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,900	2,900	2,900
当 期 変 動 額 合 計	-	1,216,176	2,900	2,900	1,219,076
当 期 末 残 高	△380,474	3,870,157	4,000	4,000	3,874,157

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- I 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。
- II 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び ……移動平均法による原価法
関連会社株式
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 販売用不動産、 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
仕掛販売用不動産 切下げの方法により算定)
② 貯蔵品 ……移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～50年
工具器具備品 4～15年
- (2) 無形固定資産 定額法
(リース資産除く) ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 不動産分譲事業
不動産分譲事業においては、共同事業及び自社単独によるマンション分譲を行っております。自社単独マンション分譲は顧客に財を引き渡した時点で履行義務は充足されると考え、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 不動産賃貸事業
当社における不動産賃貸事業に係る収益は「リース取引に関する会計基準」に従って認識しております。

(3) 不動産仲介事業

不動産仲介事業においては、不動産分譲事業に関連し発生するマンション用地等の仲介を行っております。仲介事業は顧客における売買契約の成立時点で履行義務は充足されると考え、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、一括して投資その他の資産の「その他」に計上して5年間均等償却し、販売費及び一般管理費に計上しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。なお、翌事業年度から単体納税制度へ移行します。

(4) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当事業年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌事業年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に基づき、翌事業年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理及び開示を行っております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の扱い(その1)」(実務対応報告第5号 2018年2月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の扱い(その2)」(実務対応報告第7号 2018年2月16日)に従っております。

III 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお当会計基準の適用による計算書類に与える影響額はありません。

IV 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

V 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

VI 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

9,914千円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	1,033,582千円
仕掛販売用不動産	5,938,962千円
計	6,972,544千円

(2) 上記に対応する債務の金額

短期借入金	884,500千円
1年内返済予定の長期借入金	1,819,500千円
長期借入金	2,876,000千円
計	5,580,000千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

区分掲記したものを除き関係会社に対する金銭債権債務は以下のとおりであります。

短期金銭債権	71,515千円
短期金銭債務	1,474千円
長期金銭債務	20,649千円

4. 保証債務

下記の連結子会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

株式会社明豊プロパティーズ	267,472千円
株式会社ムーンアセット	377,400千円

VII 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
仕入高	78,358千円
営業取引以外の取引	924,968千円

VIII 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,047,160	—	—	1,047,160

IX 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	283,872千円
投資有価証券	16,203千円
その他	51,150千円
繰延税金資産小計	351,226千円
評価性引当額	△299,018千円
繰延税金資産合計	52,207千円

X 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱明豊プロパティーズ	直接100%	役員の兼任 債務保証 工事の発注	配当金の受取 (注) 2	100,000	—	—
				債務保証 (注) 3	267,472	—	—
				工事の発注 (注) 4	367,906	販売用不動産	1,000
						仕掛販売用不動産	366,906
連結納税による個別帰属額 (注) 5	25,171	未収入金	25,171				
子会社	㈱ハウスエンタープライズ	直接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	730,000	短期借入金	—
				借入の弁済	730,000	—	—
				利息の支払 (注) 1	5,520	—	—
				配当金の受取 (注) 2	830,200	—	—
				連結納税による個別帰属額 (注) 5	22,898	未収入金	22,898
子会社	㈱ムーンアセット	直接100%	債務保証	債務保証 (注) 6	377,400	—	—

上記金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 配当金の受取については、子会社の株主総会等の機関決定された金額によっております。
3. ㈱明豊プロパティーズの金融機関からの金銭消費貸借契約に対して、債務保証を行っております。なお、債務保証の取引金額は、2022年7月31日の借入残高を記載しております。また、保証料の支払は受けておりません。
4. 工事の発注については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
5. 連結納税個別帰属額は、当社の連結納税額計算に基づき配分しております。
6. ㈱ムーンアセットの金融機関からの金銭消費貸借契約に対して、債務保証を行っております。なお、債務保証の取引金額は、2022年7月31日の借入残高を記載しております。また、保証料の支払は受けておりません。

(2) 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	矢吹 満	当社代表取締役会長	(被所有) 直接 30.69	債務被保証	債務被保証	104,024	—	—

上記金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当社の金融機関からの金銭消費貸借契約に対して、債務保証を受けております。なお債務被保証の取引金額は、2022年7月31日の借入残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

XI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 164円06銭
2. 1株当たり当期純利益 59円50銭

XII 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年8月25日開催の取締役会において、株式会社協栄組（以下「協栄組」という。）の株式を取得することを決議し、2022年8月31日に株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社協栄組
事業の内容 建築工事の請負他

② 企業結合を行った主な理由

協栄組は東京都世田谷区に本店を置く総合建設会社で、1952年の創業以来70年の社歴を有しております。

協栄組には多数の建築関連の有資格者や技術者が在籍しており、公共建築物、分譲マンション、商業建築物、大規模改修工事などの建設を中心に数多くの施工実績を有しております。

現在、当社グループは、当社及び連結子会社3社で構成されており、1棟投資用不動産の企画・販売事業、不動産管理事業、工事請負事業等を展開しております。

特に当社子会社である株式会社明豊プロパティーズは、当社の主力商品である新築1棟投資用賃貸住宅『MIJAS (ミハス)』『EL FARO (エルファーロ)』シリーズを、年間5～6棟を建築しておりますが、これからの建設技術者の人手不足や高齢化問題、建設費の高騰等に対応していくと共に、今後、当社が更に供給棟数を増加させ、売上規模の拡大を図る為には、継続的、かつ、安定的な請負が可能な建設会社の確保が必要となります。協栄組の当社グループへの参画がこの点において大きく寄与するものと考えております。

また、当社グループと商業建築事業や不動産開発事業で協働し、設計施工技術の共有を図ると共に、当社グループにおける技術者を中心とした人材交流等により、グループ全体での建設技術の向上や売上規模の拡大が可能となります。

以上の理由から、協栄組の子会社化が今後の当社グループの事業基盤の充実及び中長期的な事業拡大に寄与するものと判断し、株式取得を行うことといたしました。

③ 企業結合日

2022年8月31日（株式取得日）

2022年9月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

92%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
相手先との守秘義務契約により、非開示とさせていただきます。
- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。
- (4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

X III その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月21日

株式会社明豊エンタープライズ
取締役会 御中

城南監査法人

東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明豊エンタープライズの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年8月25日開催の取締役会において、株式会社協栄組の株式を取得することを決議し、2022年8月31日に株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月21日

株式会社明豊エンタープライズ
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 塩 野 治 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明豊エンタープライズの2021年8月1日から2022年7月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年8月25日開催の取締役会において、株式会社協栄組の株式を取得することを決議し、2022年8月31日に株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南公認会計士共同事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南公認会計士共同事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月22日

株式会社明豊エンタープライズ監査等委員会

監査等委員長 萱野 唯

監査等委員 島村 和也

監査等委員 木村 鉄三

監査等委員 山本 泰史

監査等委員 松本 悠平

(注) 監査等委員 萱野唯、島村和也、木村鉄三、山本泰史、及び松本悠平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき8円00銭

配当総額 188,910,720円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年10月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p><新設></p>	<p>(附則) <u>第2条</u> 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 2 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本總會終結のときをもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）が任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	やぶきみつる 矢吹満 (1969年9月5日生)	2000年8月 ㈱麻布ビルディング 代表取締役社長（現任） 2007年3月 ランド・キャピタルパートナーズ㈱ 代表取締役社長（現任） 2020年9月 当社代表取締役会長（現任） （現在に至る） (重要な兼職の状況) ㈱麻布ビルディング 代表取締役社長 ランド・キャピタルパートナーズ㈱ 代表取締役社長	普通株式 7,246,400株
2	やすだしゅんじ 安田俊治 (1960年1月6日生)	1983年4月 大豊建設㈱入社 2003年10月 同社経営企画室経営企画課長 兼 法務課長 2006年4月 当社入社 2008年8月 当社執行役員 法務部長 2010年10月 当社取締役 管理部長 2012年2月 当社執行役員 管理部長 2015年8月 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 監査役 2015年10月 当社取締役執行役員 管理担当 2017年10月 当社取締役常務執行役員 管理部長 2017年10月 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 取締役 2020年9月 ㈱明豊プロパティーズ 監査役（現任） 2020年9月 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 監査役（現任） 2021年10月 当社取締役専務執行役員 管理担当（現任） 2022年9月 ㈱協栄組 取締役（現任） （現在に至る） (重要な兼職の状況) ㈱明豊プロパティーズ 監査役 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 監査役 ㈱協栄組 取締役	普通株式 6,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	よしだ しげき 吉田 茂樹 (1957年8月17日生)	1980年4月 日本新都市開発㈱入社 1982年7月 近鉄不動産㈱入社 2002年6月 近鉄不動産㈱ 首都圏事業本部部長 2013年6月 近鉄不動産㈱執行役員 名古屋支店 支店長 2015年6月 当社入社 営業統括部長 2016年8月 当社執行役員営業本部長 (現任) 2021年10月 ㈱明豊プロパティーズ 取締役 (現任) 2022年9月 ㈱協栄組 取締役 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱明豊プロパティーズ 取締役 ㈱協栄組 取締役	普通株式 20,900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結のときをもって、監査等委員である取締役3名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	かやの ゆい 萱野 唯 (1985年4月28日生)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 入所 2020年1月 同事務所 パートナー (現任) 2020年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー	-
2	きむらてつぞう 木村 鉄三 (1970年2月13日生)	1993年4月 ㈱鏡不動産 入社 1995年2月 ㈱翔栄 設立 代表取締役 2006年4月 ㈱ランドサポート 取締役 2008年1月 ㈱翔栄 代表取締役 (現任) 2020年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱翔栄 代表取締役	普通株式 500,000 株
3	やまもとたいじ 山本 泰史 (1976年6月19日生)	2001年4月 ゴールドマン・サックス証券㈱ 入社 2008年1月 ㈱ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ 入社 2013年9月 ㈱シグマクシス 入社 2015年4月 ㈱SXA 転籍 2020年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱SXA 代表取締役	-

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
なお、当社は山本泰史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 萱野唯、木村鉄三、山本泰史の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 萱野唯、木村鉄三、山本泰史の各氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員としての社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 萱野唯、木村鉄三、山本泰史の各氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
萱野唯氏につきましては、弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。社外取締役に就任された場合に法律に関する専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

木村鉄三氏につきましては、社外取締役役に就任された場合に、経営者として長年培ってきた経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

山本泰史氏につきましては、社外取締役役に就任された場合に、複数の企業で培ってきた経験と幅広い見識を中立的及び客観的な立場から当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 各候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
6. 各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 各候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったものではありません。
9. 当社は萱野唯、木村鉄三、山本泰史の各氏との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結いたしております。各氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(参 考)

当社が取締役（現任／候補者）に期待する専門性と経験（スキルマトリックス）

地位	氏名	属性	在任年数	取締役（現任／候補者）に期待する分野※					
				企業経営	営業 事業戦略	法務 コンプラ リスク管理	人事 労務 人材開発	会計 財務	ESG
代表取締役 会長	矢吹 満	再 任	2年	●	●				●
専務 取締役	安田 俊治	再 任	7年	●		●		●	
取締役	吉田 茂樹	新 任	-		●				
社外取締役	萱野 唯	再 任	2年			●	●		●
社外取締役	島村 和也	現 任	独立役員	3年		●	●	●	
社外取締役	木村 鉄三	再 任	2年	●	●				●
社外取締役	山本 泰史	再 任	独立役員	2年	●	●			●
社外取締役	松本 悠平	現 任	1年	●	●				●

※取締役（現任／候補者）に期待する分野を主要3項目までを記載しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

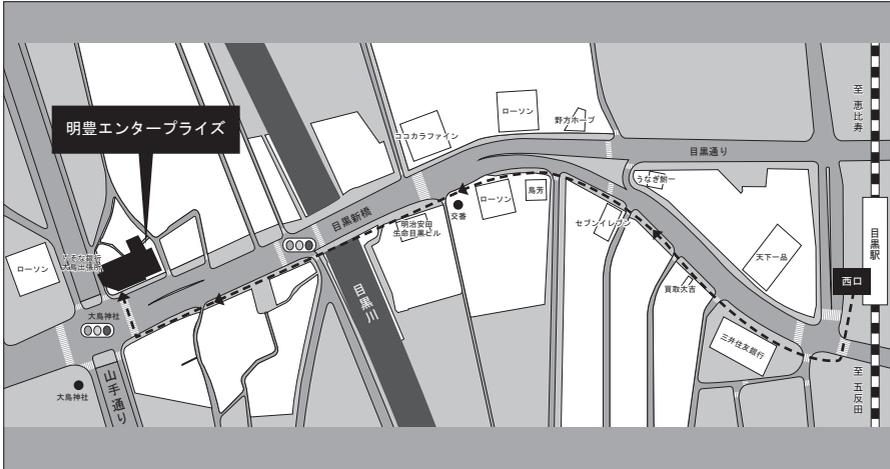
氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
うちはし とおる 内橋 徹 (1978年11月27日生)	2007年9月 弁護士登録 2007年9月 田宮合同法律事務所入所 2008年3月 日本弁護士連合会代議員 2011年4月 第二東京弁護士会常議員 2018年4月 第二東京弁護士会常議員 (現在に至る)	-

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 内橋徹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 内橋徹氏を、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下のとおりであります。
 (1) 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由について
 内橋徹氏につきましては、弁護士として培われた経験と専門的知識を社外取締役に就任された場合に、当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 (2) 監査等委員である取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断する理由及び期待される役割について
 内橋徹氏は、弁護士としての豊かな経験を活かして、当社の監査等委員である社外取締役として経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと期待し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 5. 候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 6. 候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 7. 候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったものではありません。
 8. 候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
 9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都目黒区目黒二丁目10番11号
目黒山手プレイス 9階 明豊エンタープライズ本社 会議室
TEL 03-5434-7650



■ ルート

徒歩：「目黒駅」(JR山手線、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線)より8分